

工事負担金の申請者負担額算出方法

令和8年4月1日現在

適用 令和8年4月1日以降の申請かつ年度内に工事を完了できる申請内容に限る。

1 メーター口径25mm以下の申請に伴う配水管延長（自己居住用の住宅に限る）の場合

$$\text{申請者負担額(円)} = \{\text{負担額対象延長(m)} - \text{局負担延長(m)}\} \times 1\text{m当り単価(円)} \times \text{消費税及び地方消費税率}$$

(1) 負担額対象延長

既設配水管から給水装置取付位置までの距離

(2) 局負担延長の算出

配水管を延長する場合

条 件	舗 装 道	砂 利 道
計算式	10m×給水装置件数	25m×給水装置件数

(3) 1m当たり単価（税抜）

条 件	舗 装 道	砂 利 道
負担額（税込）	43,120円	25,300円
負担額（税抜）	39,200円	23,000円

<例> 延長の場合（舗装道、負担額対象延長100m、給水装置件数1件）

$$\begin{aligned}\text{申請者負担額} &= (100\text{m} - 10\text{m} \times 1\text{件}) \times 39,200\text{円} \times \text{消費税及び地方消費税率} \\ &= 3,528,000\text{円} \times \text{消費税及び地方消費税率}\end{aligned}$$

※3階直結給水、直結増圧給水の基準を満たすための付帯工事等は対象外

2 上記以外の申請に伴う配水管延長の場合

$$\text{申請者負担額(円)} = \text{工事価格(円)} + \text{事務費(円)}$$

※3階直結給水、直結増圧給水の基準を満たすための付帯工事等は対象外

※工事価格は工事請負費（実際の工事費）。実施設計額を前納し後日清算

3 水道施設承認工事における工事負担金

申請のメーター口径に関係なく、全額申請者負担

(1) 開発行為区域内での承認工事、及び開発行為区域外で配水管新設についての承認工事

承認工事の設計審査、監督費用

配水管 (総延長)	1 0 0 m以下	1 0 0 m超～ 5 0 0 m以下	5 0 0 m超～ 2, 0 0 0 m以下	2, 0 0 0 m超
負担額 (税込)	80,850円	161,700円	242,550円	323,400円
負担額 (税抜)	73,500円	147,000円	220,500円	294,000円

(2) 開発行為区域内での承認工事、及び開発行為外でポンプ場、又は配水場等の施設についての承認工事

負担額 (税込)	323,400円
負担額 (税抜)	294,000円

(3) 開発行為区域外で配水管布設替についての承認工事

承認工事の設計審査、監督費用 (口径 5 0 mm)

配水管 (総延長)	2 0 m以下	2 0 m超～ 4 0 m以下	4 0 m超～ 6 0 m以下	6 0 m超～ 8 0 m以下	8 0 m超
負担額 (税込)	77,220円	127,380円	170,610円	216,810円	265,980円
負担額 (税抜)	70,200円	115,800円	155,100円	197,100円	241,800円

承認工事の設計審査、監督費用 (口径 7 5 mm)

配水管 (総延長)	2 0 m以下	2 0 m超～ 4 0 m以下	4 0 m超～ 6 0 m以下	6 0 m超～ 8 0 m以下	8 0 m超
負担額 (税込)	107,250円	179,520円	234,960円	298,320円	355,410円
負担額 (税抜)	97,500円	163,200円	213,600円	271,200円	323,100円

承認工事の設計審査、監督費用 (口径 1 0 0 mm)

配水管 (総延長)	2 0 m以下	2 0 m超～ 4 0 m以下	4 0 m超～ 6 0 m以下	6 0 m超～ 8 0 m以下	8 0 m超
負担額 (税込)	112,530円	184,470円	249,480円	316,470円	378,510円
負担額 (税抜)	102,300円	167,700円	226,800円	287,700円	344,100円

承認工事の設計審査、監督費用 (口径 1 5 0 mm)

配水管 (総延長)	2 0 m以下	2 0 m超～ 4 0 m以下	4 0 m超～ 6 0 m以下	6 0 m超～ 8 0 m以下	8 0 m超
負担額 (税込)	131,010円	208,230円	279,840円	355,080円	422,730円
負担額 (税抜)	119,100円	189,300円	254,400円	322,800円	384,300円

※独立した消火栓は、1 か所当たり配水管延長 1 mとして取り扱います。